

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、平成三十年四月一日から六月三十日までとする。

平成三十年八月十七日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 松崎 孝夫

- 1 支援決定を行った件数
一件
 - 2 買取申込み等期間の延長の決定を行った件数
該当なし
 - 3 支援決定を撤回した件数
該当なし
 - 4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額
買取決定を行った対象事業者の概要
一 宮城県沿岸部の電子部品製造業者（津波により建物が損壊、棚卸資産等が流出）
買取りに係る債権の元本総額
四百五十七万四千円
 - 5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額
該当なし
 - 6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
債務の免除 六件、その他 四件
- 当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

十四億百四十八万三千円

処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

一億六千三百九十四万九千円

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要

一 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により事務所工場が浸水）

二 岩手県沿岸部の食品製造業者（津波により工場が全壊）

三 福島県中通りの宿泊業者（震災により建物が損壊、原発事故に伴う風評被害により宿泊客減少）

四 岩手県沿岸部の菓子製造販売業者（津波により本店及び支店が全壊）

五 宮城県内陸部の宿泊業者（震災により建物が損壊、営業停止等により売上が減少）

対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

一億二千六百五十万八千円